

養豚農業の振興に関する基本方針

平成27年3月

農林水産省

1 養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項	1
(1) 養豚農業の振興の意義	1
(2) 養豚農業の課題	1
(3) 基本的な対応方向	1
2 養豚農家の経営の安定に関する事項	2
(1) 養豚農業に係る生産基盤の整備と競争力強化	2
①規模拡大等による生産コストの低減	
②ブランド化等による販売力の強化	
③優良な種豚の活用	
(2) 養豚農家の能力向上と経営の安定	3
①担い手の育成	
②経営の高度化	
③飼養衛生管理水準の向上	
④経営安定対策の実施	
(3) 災害の予防等の推進	4
3 国内由来飼料の利用の増進に関する事項	4
(1) 国内由来飼料等の提供者に関する情報の提供	4
(2) 飼料製造業者等による国内由来飼料の生産の促進	4
①飼料用米	
②エコフィード	
(3) 国内由来飼料の円滑な利用	5
4 豚の飼養衛生管理の高度化に関する事項	5
(1) 高度な飼養衛生管理の手法の導入	5
①飼養衛生管理基準の遵守と高度な衛生管理手法の導入	
②高度な衛生管理技術の導入	
③豚の飼養管理指針の理解醸成	
④高度な飼養管理技術の導入	
(2) 豚の排せつ物の処理の高度化・利用の促進	6
①排せつ物の処理の高度化	
②排せつ物の利用の促進	
(3) 豚の疾病に対する検査体制の整備等	6

5 安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大に関する事項

- (1) 豚肉の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及 …7
- (2) 特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報提供の促進 ……………7
- (3) 安全・安心な豚肉の生産の促進 ……………7
 - ①食肉処理施設におけるHACCP導入の促進
 - ②安全な豚肉の生産に係る飼料の安全確保
- (4) 国内の消費者の需要の変化・多様化に応じた供給のための取組……………8
- (5) 消費者への情報提供と国産豚肉に対する信頼確保 ……………8

6 その他養豚農業の振興に関し必要な事項 ……………8

- (1) 豚肉の流通の合理化に資する豚肉の産地処理の推進 ……………8
- (2) 豚肉の取引規格及び品質表示の普及 ……………8

(参考)

食料自給率目標（豚肉）-食料・農業・農村基本計画(案)より抜粋- …9

1. 養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

(1) 養豚農業の振興の意義

豚肉は、良質なタンパク質の供給源として、国民の食生活に不可欠な食品であり、手頃な値段で購入できるため、家庭料理の素材や外食メニューの定番として日常的に親しまれている。このような豚肉の安定供給を通じて、養豚農業は国民の食生活の安定に貢献している。

また、豚肉は、食肉処理や加工、流通、販売等の裾野の広い関連産業を有しており、養豚農業は、雇用の維持・拡大などにより地域経済に貢献している。

さらに、養豚農業は、食品残さを原材料とする飼料を利用することにより資源の有効利用に資するほか、水田農業との連携を進め、米を飼料利用して豚由来の堆肥を利用することにより地域資源の相互利用に資するなど、循環型社会の形成に寄与する可能性がある。

このような国内由来飼料の利用増進は、飼料自給率を向上させるほか、輸入飼料への依存から脱却した足腰の強い国内養豚農業の確立を可能にする。

(2) 養豚農業の課題

しかし、最近の養豚農業を取り巻く状況を見れば、飼料価格の上昇や環境対策など収益性向上の制約要因が増えており、経営環境は厳しさを増している。例えば、生産コストの3分の2を飼料費が占める養豚経営において、その飼料費が上昇しているほか、混住化が進展し、豚の排せつ物の臭気や水質に対する地域住民の苦情問題が深刻化するとともに、行政による環境規制の強化の動きが広がっており、生産コストを抑えつつ的確な環境対策を適切に行うことが課題となっている。

また、国際化が進展する中、養豚農業の国際的な競争力の強化が求められているほか、我が国への家畜の伝染性疾病の侵入防止及び我が国での発生・まん延防止を徹底する必要がある。

このような課題に的確に対処することができれば、国民の食生活の安定、地域経済の発展及び循環型社会の形成への貢献という、養豚農業の意義について国民的な理解の醸成に資する。

(3) 基本的な対応方向

養豚農業が直面する課題に対処するためには、規模拡大や優良種豚の活用による生産コストの低減、販売力の強化、飼養管理能力の向上等を通じて、養豚農業の経営安定を図ることとする。

また、飼料の価格上昇への対応としては、食品残さや米の飼料利用を拡大することにより、飼料自給率の向上、経営の安定を図る。臭気等の地域環境問題へ

の対策として、脱臭装置など最新の技術を活用し、豚の排せつ物処理の高度化を進める。

さらに、特別な銘柄豚の生産、米の飼料利用などを通じたブランド化により、販売を強化し、豚肉の生産・消費を拡大することを目指す。

このほか、各農場での日々の衛生管理の徹底、適切な検疫措置を講じ、水際対策を徹底することにより、家畜の伝染性疾病の侵入・まん延の防止を推進する。

2. 養豚農家の経営の安定に関する事項

(1) 養豚農業に係る生産基盤の整備と競争力強化

①規模拡大等による生産コストの低減

生産コストの更なる低減、生産性の向上に資するよう、畜産クラスターの仕組みを活用し、畜舎の増設等による規模拡大や、自動給餌機等の機械導入による省力化を図ることにより、生産基盤を整備する。

規模拡大に伴い、伝染性疾病の発生による被害が甚大となり、臭気等の地域環境への負荷が深刻化するため、マルチサイト（豚の成長過程に適合した飼養管理が可能となるよう、豚舎を地域的に分散させる）方式の導入や、肥育・繁殖の分業化を推進する。

伝染性疾病の発生リスクを低減させるため、オールイン・オールアウト（出荷の際に一度豚舎を空にした上で、洗浄・消毒を徹底する）方式の導入なども推進する。

②ブランド化等による販売力の強化

畜産クラスターも活用しながら、地域の食品メーカー、小売・流通業者と連携して、豚肉のブランド化及び高付加価値化を進め、販売額を向上させることが、経営の安定に貢献する。

このため、①黒豚（バークシャー種）など特定の品種の豚の利用、②米のほか、焼酎かす、ホエイなど国内由来飼料の利用などにより、販売する豚肉のブランド化や差別化を図る。

また、養豚農家が加工品の製造・加工まで行い、直接販売することにより、消費者の反応を直接、生産や製品作りに活かすことが可能となる、いわゆる6次産業化を推進する。

③優良な種豚の活用

国、都道府県、家畜改良センター、種豚場等は、種畜の能力向上（産子数増加、飼料効率の改善等）と優良種豚の維持確保に努める。

また、養豚農家は、改良された生産性の高い種豚を活用し、生産コストの低減を図っていく。

(2) 養豚農家の能力向上と経営の安定

①担い手の育成

企業経営、家族経営のいずれも、養豚農業の担い手として重要な役割が期待されており、優秀な人材を後継者として経営組織内、地域内で育成していく必要がある。

例えば、養豚農家は、生産者団体による勉強会などを通じて後継者のスキルアップを図るほか、養豚農家同士で情報を共有することにより、経営・飼養管理能力の向上に努める。

②経営の高度化

飼料費の上昇など、農家の経営の環境が変化する中、状況に応じて資金調達や設備投資に関する合理的な経営判断を可能とするため、個別農家の経営管理能力を高めることが重要となっている。

そのためには、各農家の経営内容を客観的に評価するための経営データ分析の実施や、いわゆる管理獣医師（経営指導に関する知見を有するもの）や経営アドバイザーを活用した外部評価の導入が有効である。

また、このような手法で経営管理能力を向上させることにより、飼養規模の大小に関わらず、養豚農家は、低コスト生産・高収入の養豚を実現する地域養豚の担い手となり得る。

③飼養衛生管理水準の向上

豚の育成率は、養豚農家により大きな差があるのが現状であるが、年間の母豚1頭当たりの出荷頭数を高位平準化する。

このために、豚の日々の観察等の飼養衛生管理に関する知識・技術を普及し、飼養衛生管理基準の遵守による疾病予防対策の徹底を図る。

また、地域の実態に即した疾病予防対策を行うために、地域の農家等により自主的に組織される自衛防疫団体を活用し、重点的に取り組む。

④経営安定対策の実施

養豚経営については、豚価の下落や資材費の高騰等が収益性に及ぼす影響を緩和することにより、養豚経営の安定を図ることを目的として、養豚経営安定対策が設けられている。意欲ある養豚農家が安心して養豚経営を継続・発展させるため、養豚経営安定対策を適切かつ確実に実施する。

また、配合飼料価格の高騰に対しては、補填財源の確保を図るなど、配合飼料価格安定制度の適切かつ確実な実施により、配合飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和する。

さらに、災害による損失補填に対しては、家畜共済制度（種豚・肉豚）の普及を推進する。

(3) 災害の予防等の推進

雪害、暴風等の災害の対応として、畜舎や堆肥舎の整備に当たっては、建築基準法を遵守しつつ災害に耐える強度を確保するとともに、保険加入の推進を図る。

また、大規模・広域災害が発生しても、豚の飼養が継続できるよう、飼料や燃料の確保などについて、日頃から備えを充実させる。

3. 国内由来飼料の利用の増進に関する事項

(1) 国内由来飼料等の提供者に関する情報の提供

飼料自給率の向上や循環型社会の形成に向けて、国内由来飼料の利用を増進すべきであるが、飼料用米、食品残さを原材料とする飼料（エコフィード）の利用は十分に浸透しておらず、その利用拡大に向けた取組が必要である。

飼料用米の利用を拡大させるためには、水田農業との連携により、これまで直接の取引がなかった場合も含め、米の生産側と養豚農家等の畜産側の要望を結びつけることが重要である。

このため、行政や関係団体等の連携、協力により、双方の要望を取りまとめ、需給のマッチングを図るなど、取引を円滑に進めるための取組を推進する。

関係団体等による情報提供も活用して、エコフィードの供給者や食品残さの排出者（食品加工業者、小売店等）と、養豚農家との取引の円滑化を推進する。

(2) 飼料製造業者等による国内由来飼料の生産の促進

①飼料用米

養豚農家が、米の生産者から直接飼料用米を購入する場合以外でも、飼料用米の安定的な供給を受けられるよう、また、栄養調整された飼料の活用ができるよう、配合飼料製造業者は、飼料用米の生産者等と連携し、飼料用米を活用した配合飼料の供給体制の整備を図る。

②エコフィード

エコフィードの安定的な生産を促進するため、国及び地方公共団体は、食品残さの排出者（食品加工業者、小売業者等）に対して、エコフィード利用の意義や必要性について普及・啓発をすることにより、地域の需要や経済的条件を考慮した上で、可能な限り食品残さの飼料化を選択し、飼料化に適した分別・管理を行うよう促す。

エコフィードを安定的に生産するため、食品残さの飼料化事業者は、飼料としての安全の確保等に関する必要な知識の習得や生産技術の向上に努める。

また、エコフィードの品質を確保するため、食品残さの飼料化事業者やエ

コフィードを利用する配合飼料製造業者等は、エコフィード認証制度の活用に努める。

さらに、エコフィードの生産・利用の拡大を図るため、食品残さの排出者、食品残さの飼料化事業者、養豚農家、地方自治体等の関係者の連携を推進する。その際、国は、関係法令に設けられた制度を活用した事例やその運用について、地方公共団体等の関係者への周知を図り、地域の実情に応じたエコフィードの生産・利用の拡大を促す。

(3) 国内由来飼料の円滑な利用

養豚農家は、飼料用米及びエコフィードの保管・加工・給餌に必要な米破碎機やエコフィード混合施設などの機械・施設の整備を図り、国内由来飼料の積極的な利用に努める。

また、養豚農家は、国内由来飼料の安定的な利用のため、国内由来飼料の提供者等の関係者と、自身の利用や供給の状況等について、情報共有に努める。

国及び地方公共団体は、養豚農家と緊密な連携を図りつつ、国内由来飼料の利用の実態を把握した上で、行政、国内由来飼料の提供者等が取り組むべき課題について情報共有に努める。

4. 豚の飼養衛生管理の高度化に関する事項

(1) 高度な飼養衛生管理の手法の導入

①飼養衛生管理基準の遵守と高度な衛生管理手法の導入

生産者による飼養衛生管理の向上のためには、養豚農家における飼養衛生管理基準の遵守を基本とした上で、家畜保健衛生所の獣医師に加え、民間管理獣医師の活用も支援する。

また、畜産物の安全を向上し、消費者の信頼を確保するため、HACCPの考え方を生産農場段階に採り入れた飼養衛生管理手法（農場HACCP）の普及・定着を促進する。

②高度な衛生管理技術の導入

オールイン・オールアウト方式の導入や、マルチサイト方式の導入、人工授精を徹底する等の衛生管理技術の導入により、衛生管理の充実・強化を図ることも必要である。

③豚の飼養管理指針の理解醸成

日々の観察や記録、豚の適正な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、豚を快適な環境で飼養することは、豚が健康であることに

よる安全な畜産物の生産につながり、能力を最大限に発揮させ、生産性向上にも結びつく。

このため、我が国の実態を踏まえて社団法人畜産技術協会（当時）が平成23年3月に公表した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理指針」の周知・普及を図る。

④高度な飼養管理技術の導入

より効率的、省力的に飼養管理を行うためには、①から③までの取組に加えて、液状の飼料を各豚房に給餌できるリキッドフィーディングシステム、飼料給与の無駄を省き出荷時期の適正化を図る餌・群のコンピュータ管理、自動で出荷体重に達した豚を仕分けることのできるオートソーティングシステムなどの導入が求められる。

（2）豚の排せつ物の処理の高度化・利用の促進

①排せつ物の処理の高度化

豚の排せつ物に係る臭気や水質について、環境規制が強化され、住宅との混住化の進展により周辺住民の苦情が増える中、適切な豚の飼養管理や施設管理の徹底、排せつ物に係る処理施設や技術の高度化などにより、畜産環境問題を解決することが、経営継続のためにも重要である。

具体的には、臭気対策として、臭気の発生場所（堆肥舎、畜舎）ごとに最適な低減技術（バイオフィルター、光触媒等）を活用し、汚水対策として、汚水処理施設（活性汚泥処理、膜処理等）を整備する。

この場合、将来的な環境規制の強化を念頭に置きつつ、低コストで効果的な対策を講じることとする。

これらの施設・機械の整備に当たっては、畜産クラスターの仕組み等の中で、畜産環境アドバイザー等の専門家を活用し、地域住民の理解が得られるよう地域全体での取組が重要である。

②排せつ物の利用の促進

耕畜連携の下での堆肥利用、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）等を活用したエネルギー利用を推進する。

これらの排せつ物処理の高度化の促進に当たって、国、地方公共団体は、畜産クラスターの仕組み等も活用しつつ、主導的な役割を果たすことが求められる。また、研究開発の推進や、利用可能な技術の普及・定着化に向けた研修会の開催等を行う。

（3）豚の疾病に対する検査体制の整備等

飼養衛生管理の高度化を図り、我が国における家畜の伝染性疾病の清浄性を

維持するためには、都道府県の家畜保健衛生所における迅速かつ正確な検査の実施が重要である。

このため、家畜保健衛生所が組織的に系統だった精度管理を行うためのガイドラインの作成等を行う。

また、病原体の散逸防止のための設備を備えた検査室等、家畜保健衛生所が適切な病性鑑定を実施するために必要な施設を整備する。

5. 安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大に関する事項

(1) 豚肉の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及

米その他の特色ある国内由来飼料を利用した飼養方法について、行政や民間の研究機関は、通常の飼養方法で生産された豚肉との品質差を客観的に示すための研究を行い、給与飼料、飼養方法の違いによる肉質の向上について、消費者への情報提供に努める。

あわせて、豚肉の品質向上に資する飼養管理技術の研究開発を行い、これらの研究成果に係る情報について、広く生産者に提供する。

また、おいしい豚肉づくりのため、おいしさの評価に関する科学的知見の蓄積に努め、指標化項目や評価手法の検討及び簡易な分析方法の確立に向け検討を進める。

(2) 特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報提供の促進

特定の品種、特別な給餌飼料、飼養方法など豚肉の生産に係る情報について、豚肉商品への表示などを通じて、消費者への訴求力を高める。

なお、生産者団体による農場トレーサビリティの実用化に向けた取組を進める。

(3) 安全・安心な豚肉の生産の促進

① 食肉処理施設におけるHACCP導入の促進

食肉処理施設にあっては、HACCP導入型基準が設定されるなど、食肉の製造・加工段階でのHACCPによる衛生管理の導入を一層促進させる動きが進展していることを踏まえ、安全な畜産物を供給するとともに、国産畜産物への消費者の信頼を確保するよう、HACCPの導入に取り組む。

②安全な豚肉の生産に係る飼料の安全確保

安全な豚肉の安定供給を確保するためには、飼料の安全確保が重要である。

このため、飼料の製造等に関わる事業者は、有害物質混入防止などの安全

性確保のためのガイドラインを遵守することに加え、飼料の安全を効果的・効率的に確保するため、GMP（事業者が実践すべき基本的な適正製造規範）の導入に取り組む。

（４）国内の消費者の需要の変化・多様化に応じ供給のための取組

消費者の需要の多様化に対応するためには、特別な銘柄・地域ブランドや、品種の特性に応じた豚肉の生産から販売までの一貫した体系の構築や、需要の多様化に対応した新商品の開発等の取組を推進することが必要である。

（５）消費者への情報提供と国産豚肉に対する信頼確保

養豚農業に対する国民的理解を深めるため、その振興の意義について消費者の理解の醸成を推進する。

豚肉の消費拡大のために、養豚農家、生産者団体及び流通業者が連携し、豚肉の調理法や栄養についての正しい知識の普及啓発を推進する。

6. その他養豚農業の振興に関し必要な事項

（１）豚肉の流通の合理化に資する豚肉の産地処理の推進

流通段階での合理化、コスト低減のため産地処理の推進を一層進め、産地食肉センターを中心とした食肉処理施設の再編整備を推進し、1日当たり処理頭数の拡大とともに稼働率の向上を推進する。

（２）豚肉の取引規格及び品質表示の普及

豚肉の取引規格については、一定の役割を果たしており、その一層の普及・定着を図る。

豚肉及び豚肉の加工品の品質表示は、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産振興に資する重要なものであり、関係機関が連携し、普及を図る必要がある。

特に、加工食品の原料原産地表示については、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する。

また、地理的表示保護制度については、生産者団体等はその活用についても検討する。

(参考)

食料自給率目標（豚肉） — 食料・農業・農村基本計画（案）より抜粋 —

- ① 豚肉の需要の長期見通し（平成37年度）
227万トン（枝肉ベース：現状25年度比▲7%）
- ② 豚肉の生産数量目標（平成37年度）
131万トン（枝肉ベース：現状25年度と同水準）
- ③ 豚肉の自給率目標（平成37年度）
58% （現状25年度54%から4%上昇）